

公益財団法人 弘仁会 玉島病院 行動計画

「女性活躍推進法」の制定に伴い、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、次のように行動計画を策定し公表いたします。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

2. 内容

目標 1.

妊娠、出産、育児及び介護等の事由により、女性職員が退職することなく、継続して就労できるようにする。また、育児休業、産前産後休暇が取得しやすい環境を維持する。(希望した場合の取得率100%の維持)併せて男性の育児休業の取得を推進する。(最低でも1名の取得)

対策

- ・法人内各施設に1人以上の制度及び手続関係の相談担当者を引き続き配置する。
- ・出産・育児・介護休暇等に伴う退職がある場合は実態を把握する。
- ・男性職員へ制度説明を積極的に行う。